

鳥取県地域づくり大賞選定要領

鳥取県地域づくりセンター

1. 目的

地域づくり活動に対して、熱意を持って取組んだ団体を顕彰し、地域づくりの一層の促進を図るものとする。

2. 名称

この賞の名称は「鳥取県地域づくり大賞」とする。

3. 選定基準

当該年度において、鳥取県地域づくり大賞に自ら応募、または推薦のあった団体から選定する。

4. 応募期間

この賞の応募は、平成20年1月1日から平成20年2月29日までとし、3月に選考委員会において決定する。

5. 選考委員

選考委員は、本センター運営委員とする。

6. 選定対象団体

選定の対象団体は、県内において地域づくり活動に取り組む団体とし、本センターの会員か否かは問わない。

7. 選定団体数

選定する団体数は原則として大賞1、奨励賞2団体程度とし、個人は対象としない。

8. 表彰

選定した団体は、通常総会時に開催する「地域づくりセミナー」において表彰する。

この要領は平成20年1月1日より施行する。